

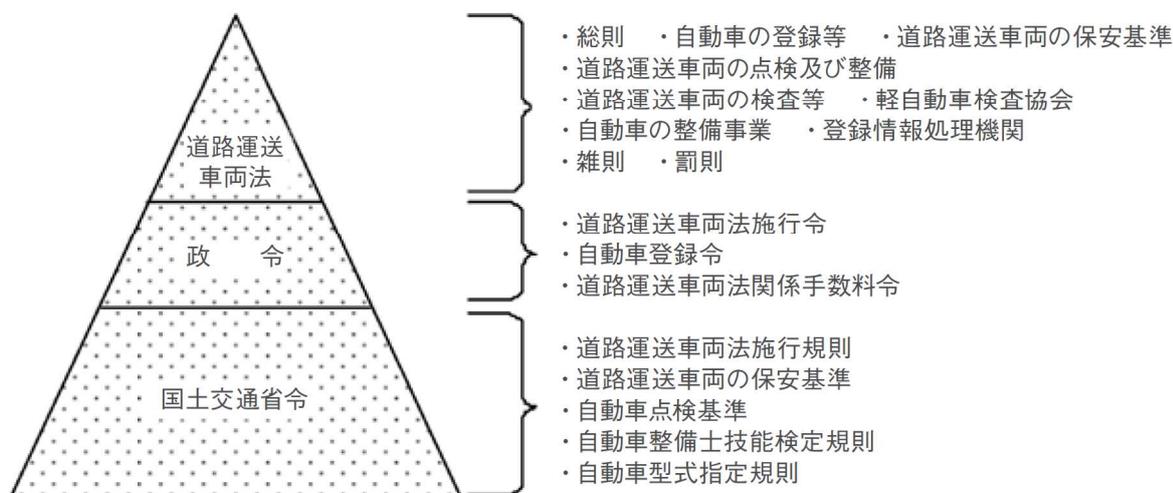
VI. 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

(1) 道路運送車両法の目的

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(2) 道路運送車両法の体系



2. 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安基準及び自動車点検基準

(1) 道路運送車両法

	車 両 法	省 令	関係告示・通達
登 録 関 係	第2条(定義)	施行規則第1条(原動機付自転車の範囲及び種別)	
	第3条(自動車の種別)	施行規則第2条(自動車の種別)別表第1	
	第11条(自動車登録番号標の封印等)	施行規則第7条(自動車登録番号標の取付け位置) 施行規則第8条(封印)	
	第12条(変更登録)	登録規則第13条(自動車登録番号)別表第1、第2、第3	
	第13条(移転登録)	登録令第40条(変更登録)	
	第14条(自動車登録番号の変更)		
	第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)	施行規則第8条の2(自動車登録番号標等の表示)	
	第28条の3(封印の取付けの委託)	施行規則第13条(封印取付受託者の要件)	
	第29条(車台番号等の打刻)	施行規則第27条(打刻の届出)	

	<p>第 32 条 (職権による打刻等)</p> <p>第 34 条 (臨時運行の許可)</p> <p>第 35 条 (許可基準等)</p> <p>第 36 条 (臨時運行許可番号標表示等の義務)</p> <p>第 36 条の 2 (回送運行の許可)</p>	<p>施行規則第 30 条 (国土交通大臣の指定)</p> <p>施行規則第 20 条 (臨時運行の許可)</p> <p>施行規則第 23 条 (臨時運行許可証の表示)</p> <p>施行規則第 26 条の 2 (許可基準)</p> <p>施行規則第 26 条の 5 (回送運送許可証の表示等)</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」(第 2 章 職権による打刻等)</p>
保安基準関係	<p>第 40 条 (自動車の構造)</p> <p>第 41 条 (自動車の装置)</p> <p>第 42 条 (乗車定員又は最大積載量)</p> <p>第 43 条 (自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)</p> <p>第 44 条 (原動機付自転車の構造及び装置)</p> <p>第 45 条 (軽車両の構造及び装置)</p> <p>第 46 条 (保安基準の原則)</p>	<p>保安基準第 2 章</p> <p>保安基準第 3 章</p> <p>保安基準第 4 章</p>	<p>S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等実施要領」他通達(検査関係参照)</p>
点検整備関係	<p>第 47 条 (使用者の点検及び整備の義務)</p> <p>第 47 条の 2 (日常点検整備)</p> <p>第 48 条 (定期点検整備)</p> <p>第 49 条 (点検整備記録簿)</p> <p>第 50 条 (整備管理者)</p> <p>第 52 条 (選任届)</p> <p>第 53 条 (解任命令)</p> <p>第 54 条 (整備命令等)</p> <p>第 54 条の 2</p> <p>第 55 条 (自動車整備士の技能検定)</p> <p>第 56 条 (自動車車庫に関する勧告)</p> <p>第 57 条 (自動車の点検及び整備に関する手引)</p> <p>第 57 条の 2 (自動車の点検及び整備に関する情報の提供)</p>	<p>点検基準第 1 条 (日常点検基準) 別表第 1、第 2</p> <p>点検基準第 2 条 (定期点検基準) 別表第 3～第 7</p> <p>施行規則第 3 条 (分解整備の定義)</p> <p>施行規則第 39 条 (点検整備記録簿の提示)</p> <p>点検基準第 4 条 (点検整備記録簿の記載事項等)</p> <p>施行規則第 31 条の 3 (整備管理者の選任)</p> <p>施行規則第 31 条の 4 (整備管理者の資格)</p> <p>施行規則第 32 条 (整備管理者の権限等)</p> <p>施行規則第 33 条 (整備管理者の選任届)</p> <p>施行規則第 52 条 (自動車検査証等の提示の命令)</p> <p>点検基準第 5 条 (点検等の勧告に係る基準)</p> <p>検定規則第 2 条 (自動車整備士の種類)</p> <p>検定規則第 3 条 (技能検定の種類)</p> <p>検定規則第 17 条～第 19 条 (1 級～3 級の受験資格)</p> <p>点検基準第 6 条 (自動車車庫の基準)</p> <p>点検基準第 7 条 (自動車の点検及び整備に関する情報)</p>	<p>H7.3.27 自技第 44 号・自整第 60 号「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p> <p>S63.11.16 北北整第 274 号「液化石油ガス (LP ガス) を燃料とする自動車の構造基準について」</p> <p>平成 19 年国土交通省告示第 317 号「自動車の点検及び整備に関する手引」</p>

検査関係	第 58 条 (自動車の検査及び自動車検査証)	施行規則第 35 条の 2 (検査対象外軽自動車) 施行規則第 35 条の 3 (自動車検査証の記載事項)	
	第 58 条の 2 (検査の実施の方法)	施行規則第 35 条の 4 (検査の実施の方法) 別表第 2	
	第 59 条 (新規検査)		S38.10.7 自車第 810 号「自動車納税証明書等の取扱いについて」
	第 61 条 (自動車検査証の有効期間)	施行規則第 37 条 (法第 61 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の国土交通省令で定める自家用自動車) 施行規則第 44 条 (自動車検査証等の有効期間の起算日)	S36.11.25 自車第 880 号「自動車検査業務等の実施要領」
	第 62 条 (継続検査)	施行規則第 39 条 (点検整備記録簿の提示)	H7.11.16 自技第 234 号・自整第 262 号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時における取扱いについて」 H7.11.16 自技第 235 号「上記の細部取扱いについて」
	第 66 条 (自動車検査証の備付け等)	施行規則第 37 条の 3 (検査標章) 施行規則第 37 条の 4 (保安基準適合標章の表示)	
	第 67 条 (自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)	施行規則第 38 条 (自動車検査証の記入の申請等)	S50.11.5 自車第 747 号 元 .2.10 地技第 23 号 H8.9.30 自技第 159 号「軽自動車の改造について」
	第 69 条 (自動車検査証の返納等)	施行規則第 39 条の 2 (限定自動車検査証等の返納) 施行規則第 40 条 (自動車検査証保管証明書の交付等)	
	第 70 条 (再交付)	施行規則第 41 条の 2 (検査標章の再交付)	
	第 71 条の 2 (限定自動車検査証等)	施行規則第 43 条の 2 (構造等に関する事項)	
	第 73 条 (車両番号標の表示の義務等)	施行規則第 43 条の 7 (検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)	
	第 74 条の 3 (軽自動車検査協会の検査等)	施行規則第 46 条 (軽自動車検査協会の事務所の管轄区域)	
	第 75 条 (自動車の指定) 第 78 条 (認証) 第 94 条の 5 (保安基準適合証等) 第 94 条の 5 の 2 (限定保安基準適合証) 第 97 条の 2 (自動車税、軽自動車税) 第 98 条 (不正使用等の禁止)		
	その他	第 99 条の 2 (不正改造等の禁止)	

(2) その他関係法令

道路運送法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 22 条 (輸送の安全性の向上)	運輸規則第 45 条 (点検整備等) 運輸規則第 46 条 (整備管理者の研修) 運輸規則第 47 条 (点検施設等) 事故報告規則 事故報告規則 旅客自動車運送事業等報告規則 貨物自動車運送事業報告規則 運送法施行規則第 65 条 (自動車に関する表示)	
	第 27 条 (輸送の安全等)		
	第 29 条 (事故の報告)		
	第 35 条 (事業の管理の受委託)		
	第 79 条の 10 (事故の報告)		
	第 94 条 (報告、検査及び調査)		
	第 95 条 (自動車に関する表示)		
貨物自動車運送事業法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 15 条 (輸送の安全性の向上)	安全規則第 3 条の 2 (点検整備) 安全規則第 3 条の 3 (点検等のための施設) 安全規則第 3 条の 4 (整備管理者の研修) 事故報告規則 貨物自動車運送事業報告規則	
	第 17 条 (輸送の安全)		
	第 24 条 (事故の報告)		
	第 29 条 (輸送の安全に関する業務の管理の受委託)		
	第 60 条 (報告の徴収及び立入検査)		
道路交通法		省 令	関係告示・通達
車両関係	第 62 条 (整備不良車両の運転の禁止)		S35.12.19 自車第 975 号・警察庁丙交発第 51 号「故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用等について」
	第 63 条 (車両の検査等)		
	第 63 条の 2 (運行記録計による記録等)		

<備考>

施行規則：道路運送車両法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 74 号)

登録令：自動車登録令 (昭和 26 年政令第 256 号)

登録規則：自動車登録規則 (昭和 45 年運輸省令第 7 号)

保安基準：道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)

点検基準：自動車点検基準 (昭和 26 年運輸省令第 70 号)

検定規則：自動車整備士技能検定規則 (昭和 26 年運輸省令第 71 号)

事故報告規則：自動車事故報告規則 (昭和 26 年運輸省令第 104 号)

運送法施行規則：道路運送法施行規則 (昭和 26 年運輸省令第 75 号)

運輸規則：旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和 31 年運輸省令第 44 号)

安全規則：貨物自動車運送事業輸送安全規則 (平成 2 年運輸省令第 22 号)